

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(1) 「黒烏龍茶525」 (サントリー食品インターナショナル株式会社)

〇〇〇委員 本日のまず初めの審議品目は、新規審議品目になります「黒烏龍茶525」、サントリー食品インターナショナル株式会社です。

新規の審議品目でございますので、サントリー食品インターナショナル株式会社の申請書について、消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 それでは、お手元に資料1を御用意ください。

本日御審議いただく申請品は、商品名「黒烏龍茶525」、食品形態は清涼飲料水、内容量は525mlです。

許可を受けようとする表示の内容は「食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させるので、体に脂肪がつきにくいのが特徴です。脂肪の多い食事を摂りがちな方、体脂肪が多めの方の食生活改善に役立ちます」となっております。

関与する成分は、成分名がウーロン茶重合ポリフェノール、関与成分量はウーロンホモビスフラバンBとして70mgです。一日当たりの摂取目安量は2本となっております。

これについては、隣の既許可品という欄を御覧ください。「黒烏龍茶OTTP」という既に特保として許可された商品がございまして、こちらの容量が350mlであったところ、今回の申請品では容量を525mlに増やしており、それに伴い、1本当たりに含まれる関与成分の量が70mgで変わらないように、関与成分を含む量を調整している製品になります。

また、許可を受けようとする表示の内容につきましても、既許可品では、赤字で示されている血中中性脂肪に関する記載がされておりますが、今回の申請品では、この部分を削除しているという内容となっております。

御審議よろしくをお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

本日はテレビ会議ということもあり、事前に各委員から審議品目に対するコメント、資料3を頂戴しております。まず、このコメントに沿って議論を進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

事務局から、委員のコメントについて、まず紹介をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 それでは、委員の方々から頂きましたコメントについて説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。この「黒烏龍茶525」につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員からコメントを頂いております。

〇〇委員からのコメントは、このヒト試験がプラセボ対照二重盲検並行群間無作為化比較試験を実施しており、結果としては特に問題ないと考えますというコメントでございま

す。

□□委員からは、表題の525は、単純に525mlの意味であるように思われるのに、ここに重きを置く理由が不明瞭。例えば、より少用量のものを2本飲むのと比較し、果たして意味がある改訂なのか違和感を覚えるということでございます。

□□委員からは2点ございまして、「350mlでなく、500mlが適量であると考えている消費者がいる」との根拠はありますかということ。それから、消費者が今までの商品と同様の効果を期待して同じ量を摂取した場合、関与成分の摂取量が少ないために効果が減弱する可能性があります。このことについて消費者が誤解しないようにする工夫はされていますかということございました。

この点について、事務局のほうから申請者に問い合わせた回答をもらっている部分がありますので、それも併せて御紹介させていただきます。

□□委員、□□委員、共通する部分もあるかと思うのですが、まず、□□委員からのコメントで「350mlでなく、500mlが適量であると考えている消費者がいる」との根拠はあるのかということにつきましては、消費者の方々から申請者のほうに寄せられている声で、黒烏龍茶について比較すると、350mlでは食事と一緒に摂取する飲料としての量が少ない。500mlぐらいの大きさの製品を希望します。もう少し量の多い製品はないのでしょうか。こういった声が寄せられているという回答をもらっております。

それから、従来品の350mlを525mlにするということにつきましては、食事の際に摂取するタイプでの製品容量というものが、やはり350mlでは少なく、500mlのほうがいいだろうということ。これは申請者以外の会社からもいろいろな製品が出ているのですが、そういったもののほとんどが500mlの製品であるということを挙げて、したがって、申請者も今回この製品容量にしたということを回答しております。

□□委員のコメントの2点目、従来品と容量が違うので、従来品と誤解しないように何か工夫はされているのかということでございますが、製品の形態がペットボトルですので、今回の製品容量525mlから350mlを計り取るということがそう簡単ではないかとも思われますが、特に従来品とは違うというような表示は書かれてはおりません。ですが、申請者のほうからは、今申請しております「黒烏龍茶525」を発売する際には、既許可品の容量350mlの製品からは切り替えて販売を行う予定にしておりますという回答が寄せられております。

コメントについては以上でございます。

○□□委員 御説明ありがとうございました。

それでは、これらについて御意見を頂きたいと思えます。

まず、私からの提案になりますが、事前に頂いたコメントを一つ一つ順番に整理していくという進め方を取りたいと思えますが、いかがでしょうか。

特段ないようでしたら、そのように進めてまいりたいと思えます。

最初に、□□委員のコメントについて、御意見がある方はチャットなどでお知らせください。まず、□□委員のほうから、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

〇〇〇委員 私のコメントとしては、うまく書き尽くせなかった表現もあって、補足させていただきますと、今、事務局のほうからのメーカーさんのお答え、あるいは全般をお聞きすると、これまで売っている既存のものを少し薄めたようなかたちで、すなわち、関与分量を同じようにするために結果的に薄めたようなかたちになるのですけれども、もともと1日2本まで許容しているわけですので、特段、薄めなくても、単純にこの350を525mlにして売られてよいようにも思いますし、今お聞きすると、ボリュームを350ではなくて500にすれば、よりよいというマーケティングの結果のように思われたのですが、いずれにしても、その辺りの背景なり動機が不明瞭だったのでお伺いしたのです。

今の背景説明を聞いて、薄めて量を増やして売る、という認識ということは理解いたしました。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

委員の先生方、御意見ありましたら、チャットのほうに入力をお願いします。

特段、今の〇〇委員の御意見につきまして、コメントないということでもよろしいでしょうか。

それでは、今、事務局から御説明がありましたように、350から525に切り替えるということでもありますし、特に市場での消費者に対する混乱もないように努めるようでございますので、これでよろしいでしょうか。

それでは、2番目、〇〇委員のコメントですけれども、〇〇委員のほうから、もう少し詳しくよろしくお願ひいたします。

〇〇〇委員 〇〇です。

今の〇〇先生のやり取りとか事務局からのやり取りで、大部分は問題ないとは思いますが、〇〇先生も言われたとおり、同じ濃さで500にしてもらったほうが、消費者としてはお得感があってよかったのかなというようなイメージは持っていますけれども、350をやめて、もう500一本で販売するというところで、消費者のほうからは混乱というか間違えることも少ないということもあり、大丈夫なのかなと今は感じております。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

ただいまの〇〇委員のコメントに対しまして、委員の皆様、御意見ありましたら、チャットのほうにコメントありますと入力してください。よろしいでしょうか。

それでは、特にお二人の委員の方からのコメントは、事前に事務局のほうから申請者に確認していただいて、その内容について納得されたということなので、この調査会としては認めるという方向で行きたいと思っております。

事務局は審議結果を整理して、処理方法について確認していただければと思います。

〇消費者委員会事務局 それでは、「黒烏龍茶525」につきましては、当調査会として了承するというところでよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 委員の先生方、よろしいでしょうか。

第5 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

御入力中の方がいらっしゃるということなので、少々お待ちします。

異議なしというふうに御意見いただいております。認めるということで特に異議がなければ、まとめたいと思います。よろしいでしょうか。

異議がある方はないということですので、事務局にまとめていただきます。

○消費者委員会事務局 では、「黒烏龍茶525」につきましては、当調査会として了承するというので、この後、部会のほうで御審議いただく、そのほうへ進めさせていただきます。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。